

一定規模以上の土地の形質変更 における土壌汚染対策法等の届出等について



令和4年7月

内 容

一定規模以上の土地の形質変更をしようとする場合は、**土壌汚染対策法第4条第1項**及び**埼玉県生活環境保全条例第80条**の届出が必要です。
土壌汚染のおそれがある土地については、**改変前に土壌調査が必要となる可能性がある**ため、期限までに届出を行ってください。

土壌汚染対策法

1 届出要件及び期限について

○ 次の場合に届出が必要になります。

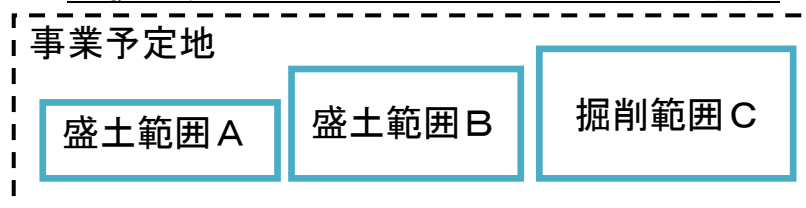
掘削と盛土を問わず、形質変更の面積が、

① **3000m²以上**の場合

② 有害物質使用特定施設が現に設置されている若しくは設置されていた工場等の敷地にあつては、**900m²以上**の場合（土壌汚染対策法第3条第1項本文の報告をした工場等の敷地又は同項ただし書きの確認を受けた土地*を除きます。）

* 土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの確認を受けた土地における形質の変更の手続きについては、「一時的免除中の土地における一定規模以上の土地の形質変更について」のリーフレットを御確認ください。

面積は、A + B + Cの合計で判断します。



○ 届出は工事に着手する**30日前**までに行う必要があります。

2 提出書類

○ 届出書「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第六）」

<添付書類>

- ・ 届出者と別に土地所有者が存在する場合は、当該土地の登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面
- ・ 形質変更をしようとする場所を明らかにした図面（切土と盛土の別がわかる図面（平面図・立面図・断面図））

※ 届出書に併せて、土壌汚染状況調査結果を提出することができます。

《条例対象外の場合のみ参考資料として添付》

- ・ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書及び公図（原本照合可）

3 届出が例外になる行為

- 形質変更する深さが全ての部分で50cm未満であつて、区域外への土壌の搬出を行わず、土壌の飛散又は流出を伴わない行為。
- 農業を営むために通常行われる行為であつて、形質変更する土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの。
- 林業の用に供する作業路網の整備であつて、形質変更する土地の区域外への土壌の搬出を伴わないもの。
- 鉱山関係の土地において行われる形質変更。
- 非常災害のために必要な応急措置として行う行為。

埼玉県生活環境保全条例

1 届出要件及び期限について

- 土地の改変を行う部分の面積が**3000m²以上**の場合に届出が必要です。
- 土地の改変着手日よりも前に行う必要があります。(土壤汚染対策法の届出をする場合は、同時に提出をお願いします。)

2 提出書類

- 報告書「特定有害物質取扱事業所設置状況等調査報告書(様式第32号)」

<添付書類>

- ・ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書及び公図(原本照合可)
- ・ 地歴調査(農用地、山林または原野に至るまで)
- ・ 航空写真(現在と過去、両方必要)
- ・ 案内図(10,000分の1程度の地図)
- ・ 土地の改変計画図(現状と変更後の図面)

【問い合わせ先】

お問い合わせは、届出先である各環境管理事務所又は埼玉県環境部水環境課土壤・地盤環境担当まで。

環境管理事務所	所在地	管内市町村
中央環境管理事務所	〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和5-6-5 ☎ 048-822-5199 (浦和合同庁舎)	鴻巣市、蕨市、戸田市、桶川市、北本市、伊奈町、上尾市※1
西部環境管理事務所	〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ☎ 049-244-1250 (ウエスタ公共施設棟)	飯能市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、日高市、ふじみ野市、三芳町、狭山市※1
東松山環境管理事務所	〒355-0024 東松山市六軒町5-1 ☎ 0493-23-4050 (東松山地方庁舎)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
秩父環境管理事務所	〒368-0042 秩父市東町29-20 ☎ 0494-23-1511 (秩父地方庁舎)	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町
北部環境管理事務所	〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 ☎ 048-523-2800 (熊谷地方庁舎)	本庄市、深谷市、美里町、神川町、上里町、寄居町
越谷環境管理事務所	〒343-0813 越谷市越ヶ谷4-2-82 ☎ 048-966-2311 (越谷合同庁舎)	八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
東部環境管理事務所	〒345-0025 杉戸町清地5-4-10 ☎ 0480-34-4011	行田市、加須市、羽生市、蓮田市、幸手市、宮代町、白岡市、杉戸町

※1 埼玉県生活環境保全条例については、上尾市役所又は狭山市役所へお問い合わせください。

※2 さいたま市、川越市、越谷市、熊谷市、川口市、所沢市、春日部市、草加市及び久喜市は各市役所へお問い合わせください



埼玉県のマスコット

「コバトン」「さいたまっち」



埼玉県環境部水環境課土壤・地盤環境担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 ☎048-830-3084